

## 主 文

本件各上告を棄却する。

## 理 由

被告人らの弁護人清水賀一および被告人C本人の各上告趣意は、いずれも事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない（なお、AことBの年令を知らなかつたことにつき、被告人Cに過失がなかつたとはいえないとした原判決の判断は相当である。）。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年四月一三日

最高裁判所第一小法廷

|        |   |   |     |
|--------|---|---|-----|
| 裁判長裁判官 | 岸 | 盛 | 一   |
| 裁判官    | 岩 | 田 | 誠   |
| 裁判官    | 大 | 隅 | 健一郎 |
| 裁判官    | 藤 | 林 | 益三  |
| 裁判官    | 下 | 田 | 武三  |